

法定外公共物の管理に係る支援について

北 信 越 部 会 提 出

里道や水路等の管理に係る法律の適用または準用を受けない「法定外公共物」については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）で定めるところにより、平成 17 年 3 月末までに市町村へ譲与されました。

市町村では、譲与前における法律上の財産管理責任が明確でない頃から、住民の生活環境維持の観点から地域住民と協力をしながら機能管理を行ってきたところでは、

その一方で、これらの法定外公共物の多くは老朽化が進んでいることに加え、本年 1 月の「令和 6 年能登半島地震」の影響により損壊したものがあるなど、今後の適正な維持管理に当たり、多額の財政負担が見込まれます。

譲与に至るまでの経緯や人口減少が加速する中で、今後、地域の担い手が一層不足していくことが懸念される状況を踏まえ、持続可能な地域社会を維持していく観点からも国による財政支援が必要であります。

よって、国においては、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望します。

記

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう財政支援措置を講じること。